

岡山市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

平成30年10月4日 施行

令和5年2月1日 改正

(目的)

第1

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定に際しての判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第2

- 1 都市計画区域内における建築物の敷地は、法第43条の規定により法第42条に規定される道路に2m以上接することが基本であるが、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第1項から第3項までに掲げる基準に該当するものについては、例外的に本基準を運用する。ただし、法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の対象となるものについてはこの限りでない。
- 2 当該認定に係る道（以下「当該道」という。）が省令第10条の3第1項第2号に掲げる基準に該当する道の場合は、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定を受けるなどして道路にすることを原則とし、認定の対象としない。ただし、やむを得ぬ理由により、これによることが著しく困難な場合はこの限りでない。
- 3 第3の判断基準のいずれか（判断基準2号については、前項ただし書きのやむを得ぬ理由がある場合に限る。）に該当するものは、法第43条第2項第1号の規定により認定をするものとする。

(判断基準)

第3

当該道並びに建築物の用途及び規模が省令第10条の3第1項から第3項までに掲げる基準に該当し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障ないかを判断するための判断基準は、別表に掲げるものとする。

付則

(施行期日)

この基準は、平成30年10月4日から施行する。

付則

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和5年2月1日から施行する。

[別 表]

判 断 基 準

敷地が省令第10条の3第1項第1号「農道その他これに類する公共の用に供する道であること。」に該当する道に2m以上接する、利用者が少数である建築物の判断基準

[判断基準1号]

- 1 次の要件の全てに該当する建築物であること。
 - ①公共の用に供する道は農道、林道、河川管理道路、港湾道路など公的機関が管理している道であること。
 - ②当該道は法上の道路に至るまで、幅員が4m以上であること。
 - ③当該道が農道以外の場合は、管理者から承諾が得られること。
 - ④当該道が法第42条第1項第1号道路であるとみなしたとき、これを前提として適用される建築基準関係規定を満たす建築物であること。
 - ⑤建築物の用途及び規模が、省令第10条の3第3項に掲げる基準を満たすこと。
 - ⑥敷地内の雨水、汚水等の排水処理が行えること。

敷地が省令第10条の3第1項第2号「令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。」に該当する道に2m以上接する、利用者が少数である建築物の判断基準

[判断基準2号]

- 2 次の要件の全てに該当する建築物であること。
 - ①当該道が建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準、及び岡山市道路位置指定指導要綱第2章に掲げる技術基準に適合すること。
 - ②省令第10条の4の2第2項に掲げる承諾が得られること。
 - ③当該道が法第42条第1項第1号道路であるとみなしたとき、これを前提として適用される建築基準関係規定を満たす建築物であること。
 - ④建築物の用途及び規模が、省令第10条の3第3項に掲げる基準を満たすこと。
 - ⑤敷地内の雨水、汚水等の排水処理が行えること。